

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	レセプト点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市中央四丁目 5 番 9 号 滋賀県国民健康保険団体連合会
概 要	国民健康保険における医療費の適正化並びに国保事務軽減と財政の健全化を図るため、レセプト点検の専門的な有識者が一括して点検事務を行うもの。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	レセプト 1 件あたり 9 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市中央四丁目 5 番 9 号 〔名 称〕 滋賀県国民健康保険団体連合会
契約相手方の選 定 理 由	滋賀県国民健康保険団体連合会は、滋賀県内の全ての国民健康保険の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するため国民健康保険法第 8 3 条に基づき設立された公法人であり、県内保険者の事務の共同処理を委託できる唯一の団体であるため、委託契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。